○横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）

平成10年１月23日

規則第１号

改正　平成11年３月規則第28号

平成12年３月31日規則第30号

平成16年12月24日規則第103号

平成17年３月31日規則第50号

平成18年３月31日規則第84号

平成18年９月29日規則第131号

平成19年10月１日規則第100号

平成20年２月５日規則第８号

平成25年７月25日規則第68号

平成25年10月25日規則第81号

平成25年12月25日規則第85号

令和元年６月25日規則第10号

令和元年８月23日規則第19号

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25規則68・一部改正）

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（一般都市施設及び指定施設）

第３条　条例第２条第２項第３号の一般都市施設は、別表第１一般都市施設の欄に掲げる施設とする。

２　条例第２条第２項第４号の指定施設は、別表第１一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

（平25規則68・一部改正）

（建築物移動等円滑化基準）

第３条の２　条例第21条に規定する規則で定める構造及び配置に関する事項は、別表第１の２及び別表第１の３に定めるとおりとする。

（平25規則68・追加）

（整備基準）

第４条　条例第25条第２項に規定する一般都市施設整備基準は、別表第２から別表第４までに定めるとおりとし、指定施設以外の全ての一般都市施設について適用する。

２　条例第25条第３項に規定する指定施設整備基準は別表第５から別表第８までに定めるとおりとし、これらの適用については別表第９に定めるとおりとする。

（平25規則68・一部改正）

第５条　削除

（平25規則68）

（事前協議）

第６条　条例第28条第１項の規定により協議をしようとする者は、指定施設新設等（変更）事前協議書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　指定施設新設等（変更）事前協議書には、別表第10に掲げる図書及び指定施設整備基準への適合状況が分かる図書を添付しなければならない。

３　条例第28条第１項の規定による協議は、次の各号に掲げる指定施設について、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項及び第６条の２第１項（同法第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請（以下「確認申請」という。）を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの　確認申請をしようとする日の40日前

(2)　確認申請を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの　確認申請をしようとする日の30日前

(3)　その他の指定施設　工事に着手しようとする日の30日前

４　市長は、条例第28条第１項の規定による協議が終了したときは、指定施設新設等（変更）事前協議終了通知書（第２号様式）を当該協議をした者に交付するものとする。

（平11規則28・平17規則50・平25規則68・一部改正）

（工事完了の届出）

第７条　条例第29条の規定による届出は、工事完了届出書（第３号様式）により行わなければならない。

２　工事完了届出書には、別表第10に掲げる図書並びに指定施設整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

（平25規則68・一部改正）

（適合証の交付等）

第７条の２　条例第31条第１項に規定する指定施設整備基準適合証の様式は、第４号様式とする。

２　条例第31条第２項に規定する一般都市施設整備基準適合証の様式は、第５号様式とする。

３　条例第31条第２項及び第３項の規定による一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証（以下これらを「適合証」という。）の交付の請求は、適合証交付請求書（第６号様式）により行わなければならない。

４　適合証交付請求書には、別表第10に掲げる図書並びに整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

５　市長は、第３項に規定する請求があった場合において、整備基準に適合しないと認めて不交付の決定をしたときは、当該請求者に適合証不交付決定通知書（第７号様式）によりその旨を通知するものとする。

６　市長は、次のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

(1)　虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2)　交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。

(3)　その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

（平25規則68・追加）

（表示板）

第８条　条例第32条第１項に規定する規則で定める一般都市施設は、別表第１　１建築物の部に掲げる施設のうち、指定施設以外の一般都市施設にあっては別表第２に、指定施設にあっては別表第５（別表第９に定めるところにより適用される基準に限る。以下この条において同じ。）に定める基準に適合し、かつ、別表第11に定める全ての基準に適合した施設とする。

２　条例第32条第１項の表示板（以下「表示板」という。）は、前項に定める施設を所有し、又は管理する者から請求を受けた場合に交付するものとし、その様式は、第８号様式とする。

３　市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。

(1)　交付の対象となった一般都市施設が改修等により、指定施設以外の一般都市施設にあっては別表第２に、指定施設にあっては別表第５に定める基準に適合しなくなったとき又は別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。

(2)　その他表示板を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

（平25規則68・一部改正）

（勧告）

第９条　条例第36条第１項の規定による勧告は、勧告書（第９号様式）により行うものとする。

２　条例第36条第２項の規定による勧告は、勧告書（第10号様式）により行うものとする。

（平25規則68・一部改正）

（公表）

第10条　条例第37条第１項の規定による公表は、横浜市報への登載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

２　条例第37条第１項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1)　勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(2)　勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(3)　勧告の内容

(4)　その他市長が必要と認める事項

（平25規則68・一部改正）

（意見の聴取）

第11条　条例第37条第３項の規定による意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出させて行うものとする。

２　条例第37条第３項の規定により意見を述べようとする者は、意見書を提出する際（口頭で意見を述べることを認められた場合にあっては、その際）に、証拠書類等を提出することができる。

３　条例第37条第３項の規定による通知は、意見聴取通知書（第11号様式。口頭で意見を述べることを認められた場合にあっては、第12号様式）により行うものとする。

（平25規則68・一部改正）

（身分証明書）

第12条　条例第38条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第13号様式）とする。

（平25規則68・一部改正）

（委任）

第13条　この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

（平18規則84・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成10年３月20日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日から市長が別に定める日までの間における別表第１の５の項及び６の項に掲げる指定施設に係る別表第５の10の項に規定する整備基準の適用については、別表第９の５の項及び６の項用途に供する部分の床面積の合計の欄中「300平方メートルを超え」とあるのは、「500平方メートルを超え」とする。

附　則（平成11年３月規則第28号）　抄

（施行期日）

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、第６条中横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第６条第３項第１号の改正規定は、平成11年５月１日から施行する。

附　則（平成12年３月規則第30号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成16年12月規則第103号）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則の規定は適用しない。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則（平成17年３月規則第50号）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第６条第３項第１号及び第２号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する横浜市福祉のまちづくり条例（平成９年３月横浜市条例第19号）第22条第１項の規定による協議（以下「協議」という。）について適用し、施行日前に開始した協議については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第５、別表第９及び別表第11の規定は適用しない。

附　則（平成18年３月規則第84号）　抄

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

５　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附　則（平成18年９月規則第131号）　抄

（施行期日）

１　この規則は、平成18年10月１日から施行する。

（横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

２　第２条の規定による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第１の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に横浜市福祉のまちづくり条例（平成９年３月横浜市条例第19号）第22条第１項の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した建築物について適用し、施行日前に協議を開始した建築物については、なお従前の例による。

３　この規則第２条の規定による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第１の規定は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条第１項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び法附則第58条第１項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧法施設」という。）については、当該旧法施設が法附則第41条第１項、第48条又は第58条第１項の規定に基づきなお従前の例により運営している間は、なおその効力を有する。

附　則（平成19年10月規則第100号）　抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年２月規則第８号）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第４の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設（横浜市福祉のまちづくり条例（平成９年３月横浜市条例第19号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する一般都市施設をいう。以下同じ。）である公園（指定施設（同条第４号に規定する指定施設をいう。以下同じ。）である公園を除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である公園については、なお従前の例による。

３　新規則別表第５から別表第９まで及び別表第11の規定は、施行日以後に条例第22条第１項の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。

附　則（平成25年７月規則第68号）

（施行期日）

１　この規則は、平成26年１月１日から施行する。

（委員の任期）

２　横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）附則第４項の規則で定める日は、平成27年７月14日とする。

附　則（平成25年10月規則第81号）

この規則は、平成26年１月１日から施行する。

附　則（平成25年12月規則第85号）

この規則は、平成26年１月１日から施行する。

附　則（令和元年６月規則第10号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和元年８月規則第19号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の２の11の項(1)を削る改正規定及び同項(2)の改正規定（「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改める部分及び「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改める部分を除く。）並びに別表第５の11の項(1)の改正規定（「１以上（客室の総数が100を超える場合は、２以上）」を「客室の総数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第３項の規定は、令和元年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第１の２の11の項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

３　新規則別表第５の11の項(1)の規定は、第１項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。）又は大規模の修繕若しくは模様替（以下この項において「建築等」という。）及び当該建築等をした指定施設の維持保全について適用し、同日前に着手した建築等及び当該建築等をした指定施設の維持保全については、なお従前の例による。

別表第１（第３条）

（省略）

別表第１の２（第３条の２）　建築物移動等円滑化基準（共同住宅を除く。）

（平25規則68・追加、令元規則19・一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 建築物移動等円滑化基準 |
| 1　移動等円滑化経路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。） | 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。(1)　5の項(4)ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合　利用居室から当該授乳ができる場所までの経路(2)　5の項(5)ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合　利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路 |
| 2　敷地内の通路 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。ア　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。（ア）　両側に、次に掲げる手すりを設けること。a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。b　手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。c　握りやすい形状とすること。d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。（イ）　回り段でないこと。（ウ）　蹴込板を設けること。イ　勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。（ア）　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。（イ）　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。（ウ）　握りやすい形状とすること。（エ）　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、140センチメートル以上とすること。イ　傾斜路は、次に掲げるものであること。（ア）　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。a　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、75センチメートル以上b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下c　踏面の寸法が、26センチメートル以上（イ）　勾配は、12分の1を超えないこと。（ウ）　(1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。（エ）　両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ウ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。エ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。(3)　令第18条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第1項第1号における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。 |
| 3　駐車場 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上）設けなければならない。(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。ア　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。イ　水平な場所に設けること。ウ　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。 |
| 4　出入口 | 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上としなければならない。 |
| 5　廊下等 | 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。(1)　幅は、140センチメートル以上とすること。(2)　傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。7の項並びに別表第5の5の項及び7の項において同じ。）の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。(3)　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。(4)　次に掲げる特別特定建築物で、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。）の合計が5,000平方メートル以上のものにあっては、授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。ア　病院又は診療所イ　劇場、観覧場、映画館又は演芸場ウ　集会場又は公会堂エ　展示場オ　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗カ　ホテル又は旅館キ　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署ク　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）ケ　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場コ　博物館、美術館又は図書館サ　公衆浴場シ　飲食店ス　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗セ　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(5)　(4)の特別特定建築物にあっては、おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 |
| 6　階段 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。ア　両側に、2の項(1)ア（ア）に定める構造の手すりを設けること。イ　回り階段でないこと。ウ　蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。エ　踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。オ　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。カ　蹴込板を設けること。(2)　(1)イからカまでの規定は、令第18条第2項第5号及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。 |
| 7　傾斜路 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)イに定める構造の手すりを設けなければならない。(2)　移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。（ア）　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下（イ）　踏面の寸法が、26センチメートル以上イ　勾配は、12分の1を超えないこと。ウ　2の項(1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。エ　両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。 |
| 8　エレベーターその他の昇降機 | 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この項及び別表第1の3の4の項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。(1)　床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。(3)　新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあっては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。(4)　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。(5)　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。 |
| 9　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。エ　洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設け、当該男子用小便器（乳幼児用小便器を除く。）の前面及び両側に手すりを設けること。カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。（ア）　手すりを設けること。（イ）　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。（ウ）　便器は、腰掛便座とすること。(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。ア　令第14条第1項第1号の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものであること。（ア）　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。（イ）　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。（ウ）　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。イ　令第14条第1項第2号の規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。(3)　自動車の停留若しくは駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）又は5の項(4)アからセまでに掲げる特別特定建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房 |
| 10　浴室、シャワー室又は更衣室 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。(2)　(1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。ア　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。イ　車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。ウ　出入口は、次に掲げるものであること。（ア）　幅は、80センチメートル以上とすること。（イ）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| 11　ホテル又は旅館の客室 | 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。(1)　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間が確保されていること。(2)　ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。 |
| 12　標識 | (1)　移動等円滑化の措置がとられた便所の付近に設ける標識には、当該便所に車椅子使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。(2)　移動等円滑化の措置がとられた駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 |

（備考）

１　この表における「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第２条第１号に規定する高齢者、障害者等をいう。

２　条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第１の３（第３条の２）　建築物移動等円滑化基準（共同住宅に限る。）

（省略）

別表第２（第４条第１項、第８条第１項）　建築物に関する一般都市施設整備基準

（省略）

別表第３（第４条第１項）　道路に関する一般都市施設整備基準

（省略）

別表第４（第４条第１項）　公園に関する一般都市施設整備基準

（省略）

別表第５（第４条第２項、第８条第１項）　建築物に関する指定施設整備基準

（平25規則68・全改、令元規則10・令元規則19・一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 指定施設整備基準 |
| 1　移動等円滑化経路 | (1)　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ア　建築物に、利用居室を設ける場合　道等から当該利用居室までの経路イ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該車椅子使用者用便房までの経路ウ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路エ　建築物に、住戸又は住室を設ける場合　道等から当該住戸又は住室までの経路オ　5の項(2)カただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合　利用居室から当該授乳ができる場所までの経路カ　5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合　利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路(2)　移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 |
| 2　敷地内の通路 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。イ　次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。（ア）　段の上端及び下端に近接する部分（イ）　車路に近接する部分ウ　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。（ア）　両側に、次に掲げる手すりを設けること。a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。b　手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。c　握りやすい形状とすること。d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。（イ）　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。（ウ）　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。（エ）　回り段でないこと。（オ）　蹴込板を設けること。（カ）　段鼻には、滑り止めを設けること。エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。（ア）　勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。a　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。b　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。c　握りやすい形状とすること。d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。（イ）　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、140センチメートル以上とすること。イ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ウ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。（ア）　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。a　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下c　踏面の寸法が、26センチメートル以上（イ）　勾配は、12分の1を超えないこと。（ウ）　高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。（エ）　(1)エ（ア）に定める構造の手すりを設けること。（オ）　両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。オ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。カ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。(3)　道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。 |
| 3　駐車場 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上）設けなければならない。(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、350センチメートル以上とすること。イ　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。ウ　1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。エ　水平な場所に設けること。オ　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。(3)　車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車椅子使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。 |
| 4　出入口 | 移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。(1)　幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。(2)　直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。(3)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。(4)　戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 |
| 5　廊下等 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。イ　階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。(2)　移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、140センチメートル以上とすること。イ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ウ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。エ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。オ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。カ　授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。キ　おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 |
| 6　階段 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。ア　両側に、2の項(1)ウ（ア）に定める構造の手すりを設けること。イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。ウ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。エ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。オ　段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。カ　回り階段でないこと。キ　蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。ク　踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。ケ　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。コ　蹴込板を設けること。サ　段鼻には、滑り止めを設けること。(2)　(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。(3)　(2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。(4)　(1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。 |
| 7　傾斜路 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。ア　勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ（ア）に定める構造の手すりを設けること。イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。ウ　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。エ　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。(2)　移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。（ア）　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下（イ）　踏面の寸法が、26センチメートル以上（ウ）　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上イ　勾配は、12分の1を超えないこと。ウ　高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。エ　2の項(1)エ（ア）に定める構造の手すりを設けること。オ　両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。 |
| 8　エレベーターその他の昇降機 | (1)　移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。ア　籠は、利用居室、住戸、住室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。イ　籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。ウ　籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。エ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。オ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。カ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。キ　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。ク　床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。（ア）　籠の幅は、140センチメートル以上とすること。（イ）　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ケ　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。コ　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。（ア）　点字（イ）　文字等の浮き彫り（ウ）　音による案内（エ）　その他これらに類するものサ　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。シ　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。ス　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。(2)　移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。 |
| 9　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。エ　次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。（ア）　洗面器（乳幼児用のものを除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。（イ）　洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。（ウ）　洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。（ア）　床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。（イ）　前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。（ウ）　前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。（エ）　前面に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。（ア）　手すりを設けること。（イ）　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。（ウ）　便器は、腰掛便座とすること。(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。ア　便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。（ア）　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。（イ）　次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。a　腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。b　L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。c　L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。d　可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。e　L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。（ウ）　次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。a　腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。b　腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。c　便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。（エ）　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。（オ）　次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。a　洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。b　洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車椅子使用者の膝が入るようにすること。c　洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。（カ）　紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。（キ）　非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。（ク）　戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。（ケ）　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。（ア）　当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。（イ）　専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。(3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房 |
| 10　浴室、シャワー室又は更衣室 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。(2)　(1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。ア　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。イ　車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。ウ　出入口は、次に掲げるものであること。（ア）　幅は、80センチメートル以上とすること。（イ）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。エ　高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。オ　浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 |
| 11　ホテル又は旅館の客室 | (1)　客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車椅子使用者用客室を設けなければならない。(2)　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。ア　便所は、次に掲げるものであること。（ア）　車椅子使用者用便房を設けること。（イ）　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。a　幅は、80センチメートル以上とすること。b　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（ウ）　水洗器具を備えた便房を設けること。イ　浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。（ア）　車椅子使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。（イ）　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。（ウ）　出入口は、ア（イ）に掲げるものであること。（エ）　車椅子使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。（オ）　水栓は、容易に温度調節のできるものとすること。ウ　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。エ　ベッドは、次に掲げるものであること。（ア）　ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。（イ）　ベッドは、車椅子のフットサポートが下部に入る高さとすること。オ　高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。カ　コンセント、スイッチ等は、床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとすること。キ　スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。 |
| 12　客席及び舞台 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。ア　車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。イ　出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、5の項(2)エ又は7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。ウ　車椅子使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保しなければならない。 |
| 13　標識 | (1)　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。ア　高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。イ　当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。(2)　(1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車椅子使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。(3)　(1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 |
| 14　案内設備 | (1)　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとすること。イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。オ　案内板その他の設備の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。(2)　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。ア　点字イ　文字等の浮き彫りウ　音による案内エ　その他これらに類するもの(3)　案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。 |
| 15　案内設備までの経路 | 歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。(1)　当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。(2)　当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。 |
| 16　情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備） | (1)　視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。ア　大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。イ　色は、原則として黄色とすること。ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。エ　形状は、次のとおりとすること。（ア）　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。（イ）　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。（ウ）　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。(2)　階段、段及び傾斜路の手すりの始終端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。(3)　エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。(4)　視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。 |
| 17　情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備） | (1)　別表第1　1建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等の1以上には、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。(3)　用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。 |
| 18　誘導設備等 | (1)　音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。(2)　屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。 |
| 19　附帯設備 | (1)　カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車椅子使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。(2)　水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　車椅子使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。イ　水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。(3)　自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 |

（備考）

１　別表第１　１建築物の部２の項（令第５条第９号に規定するものを除く。）、９の項（同条第１号に規定するものを除く。）、10の項、18の項、26の項（同条第11号に規定するものを除く。）、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

２　別表第１　１建築物の部34の項に掲げる施設については、この表５の項(2)ア中「140」とあるのは、「120」とする。

３　別表第１　１建築物の部５の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、６の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、８の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、11の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、13の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、15の項（(1)を除く。）（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、16の項、19の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、20の項、21の項、22の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、23の項、25の項から27の項まで及び29の項に掲げる施設については、この表の15の項中「歩道上」とあるのは、「道等」とする。

別表第６（第４条第２項）　道路（立体横断施設）に関する指定施設整備基準

（省略）

別表第７（第４条第２項）　公園に関する指定施設整備基準

（省略）

別表第８（第４条第２項）　公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準

（平16規則103・平20規則８・平25規則68・令元規則19・一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 指定施設整備基準 |
| 1　出入口 | (1)　出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、180センチメートル以上とすること。イ　段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。ウ　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。エ　戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。オ　出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。(2)　(1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 |
| 2　通路 | (1)　不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。ア　幅は、主要な通路にあっては180センチメートル以上とし、その他の通路にあっては140センチメートル以上とすること。イ　段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。ウ　床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。エ　壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。(2)　(1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 |
| 3　改札口 | 改札口のうち1以上は、幅を90センチメートル以上にしなければならない。 |
| 4　階段 | 階段は、次に掲げるものでなければならない。(1)　幅は、130センチメートル以上とすること。(2)　階段の両側には、6の項に定める構造の手すりを設けること。(3)　回り段を設けないこと。(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。(6)　蹴込板を設けること。 |
| 5　傾斜路 | 1の項(1)に定める構造の出入口及び2の項(1)に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。(2)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。(3)　勾配は、12分の1以下とすること。(4)　高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。(7)　必要に応じ、6の項に定める構造の手すりを設けること。 |
| 6　手すり | 4の項に定める構造の階段及び5の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。(1)　高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。(2)　階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。(3)　握りやすい形状とすること。(4)　手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 |
| 7　エレベーター | 1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。(1)　籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。(2)　籠の奥行きは135センチメートル以上とし、籠の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。(3)　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。(4)　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。(5)　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。(6)　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。(7)　籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。(8)　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。(9)　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。(10)　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。(11)　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 |
| 8　エスカレーター | (1)　エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。ア　踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。イ　緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。ウ　くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。エ　ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。オ　行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。(2)　7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けなければならない。ア　(1)に定める構造とすること。イ　車椅子乗用ステップ付きエスカレーターとすること。ウ　エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。エ　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。 |
| 9　鉄道の駅のホーム | 鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。(1)　床面は、滑りにくい仕上げとすること。(2)　ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。(3)　ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。(4)　ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 |
| 10　バス停留所 | バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。(1)　バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。オ　案内標示の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。(2)　上屋及びベンチを設けなければならない。 |
| 11　タクシー乗り場 | タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。(1)　タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。(2)　すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。(3)　上屋及びベンチを設けること。 |
| 12　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。）は、次に掲げるものでなければならない。ア　便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。イ　便所及び便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。ウ　便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、5の項に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。エ　床面は、滑りにくい仕上げとすること。オ　便所及び便房の出入口には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。カ　便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。キ　便房には、車椅子使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。ク　便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。ケ　洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。コ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（(1)に定める構造の便所を除く。）を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。ア　便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。イ　便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。ウ　(1)に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。エ　床面は、滑りにくい仕上げとすること。オ　男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。カ　洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 |
| 13　案内標示 | (1)　公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。(2)　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。(3)　公共用の通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあっては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。(4)　公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。オ　案内板その他の設備の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 |
| 14　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | (1)　視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。ア　大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。イ　色は、原則として黄色とすること。ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。エ　形状は、次のとおりとすること。（ア）　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。（イ）　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。（ウ）　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。(2)　次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ア　出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路イ　階段、段及びエスカレーターの始終端部に近接した床面等の縦断勾配が急激に変化する場所ウ　鉄道の駅のホームの縁端及び両端エ　券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路オ　バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口(3)　3の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。 |
| 15　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。 |
| 16　警報設備及び避難口誘導灯 | (1)　音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。(2)　屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。 |
| 17　附帯設備 | (1)　券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。ウ　操作ボタンは、点字による表示を行うこと。(2)　カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車椅子使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。(3)　水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　車椅子使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。イ　水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。(4)　自動販売機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。(5)　ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。 |

別表第９（第４条第２項）

（平16規則103・平17規則50・平20規則８・平25規則68・平25規則81・平25規則85・令元規則19・一部改正）

１　建築物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 用途に供する部分の床面積の合計 | 整備項目 |
| 1　移動等円滑化経路 | 2　敷地内の通路 | 3　駐車場 | 4　出入口 | 5　廊下等（子育て設備の規定を除く。） | 5　廊下等（子育て設備の規定に限る。） | 6　階段 | 7　傾斜路 | 8　エレベーターその他の昇降機 | 9　便所（子育て設備の規定を除く。） | 9　便所（子育て設備の規定に限る。） | 10　浴室、シャワー室又は更衣室 | 11　ホテル又は旅館の客室 | 12　客席及び舞台 | 13　標識 | 14　案内設備 | 15　案内設備までの経路 | 16　情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備） | 17　情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備） | 18　誘導設備等 | 19　附帯設備 |
| 1　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 2　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。） | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4　病院 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5　診療所（患者の収容施設があるものに限る。） | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6　診療所（患者の収容施設がないものに限る。） | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7　助産所 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 8　薬局 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 9　学校 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10　自動車教習所その他これに類するもの | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11　博物館、美術館又は図書館 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 12　博物館類似施設その他これに類する施設 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 13　集会場（一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるもに限る。）又は公会堂 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14　集会場（全ての集会室の床面積が200平方メートル下のものに限る。） | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 15　銀行その他これに類するサービス業を営む店舗 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ |
| 16　理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 17　公衆便所 | 全ての施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 18　認可外保育施設 | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 19　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。） | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ |
| 20　飲食店 | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ |
| 21　クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 22　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 23　遊技場 | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ |
| 24　キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ |
| 25　公衆浴場 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ |
| 26　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ |
| 27　ホテル又は旅館 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ |
| 28　ホテル又は旅館以外の宿泊施設 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ |
| 29　展示場 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ |
| 30　事務所 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 31　工場 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |
| 32　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 | ○ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 33　自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ |
| 34　共同住宅 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | ○ | ○ |  |  |  |  |  |
| 35　寄宿舎 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 36　地下街 | 300平方メートル未満のもの | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ |  |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ |
| 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |
| 37　複合施設 | 1,000平方メートル以上のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |

（備考）

１　○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。

２　廊下等の子育て設備の規定とは、別表第５の５の項(2)カ及びキをいう。

３　便所の子育て設備の規定とは、別表第５の９の項(3)ア及びイをいう。

４　別表第５の13の項及び14の項に規定する整備基準は、別表第１　１建築物の部６の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、８の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、９の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、10の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、30の項から32の項まで、36の項及び37の項に掲げる施設については、適用しない。ただし、これらの施設が標識及び案内設備を設ける場合にあっては、別表第５の13の項及び14の項に規定する整備基準を遵守しなければならない。

５　別表第１　１建築物の部７の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、９の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、10の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、12の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、14の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、18の項、24の項、28の項、30の項から35の項まで及び37の項に掲げる施設については、別表第５の２の項(1)イ、５の項(1)イ、６の項(1)オ及び７の項(1)エに規定する整備基準は、適用しない。

６　別表第１　１建築物の部36の項に掲げる施設については、別表第５の２の項(1)イ、６の項(1)オ及び７の項(1)エに規定する整備基準は、適用しない。

７　別表第１　１建築物の部６の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、８の項（300平方メートル未満の施設に限る。）及び16の項（300平方メートル未満の施設に限る。）に掲げる施設については、別表第５の２の項(1)イ及び７の項(1)エに規定する整備基準は、適用しない。

８　別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで、36の項及び37の項に掲げる施設に係る別表第５の３の項に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。

９　別表第１　１建築物の部６の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、８の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、36の項及び37の項に掲げる施設については、別表第５の４の項に規定する整備基準は、直接地上へ通ずる主要な出入口について適用する。

10　別表第１　１建築物の部15の項（300平方メートル未満の施設に限る。）に掲げる施設については、別表第５の５の項（(1)イを除く。）及び６の項（(1)オを除く。）に規定する整備基準は、適用しない。

11　別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設については、別表第５の５の項(2)ア及び６の項(1)アに規定する整備基準は、適用しない。

12　別表第１　１建築物の部６の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、８の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、15の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、16の項（300平方メートル未満の施設に限る。）及び36の項に係る別表第５の５の項に規定する整備基準については、同項(2)エに限り適用する。

13　別表第１　１建築物の部９の項に掲げる施設に係る別表第５の５の項(2)カ及びキ並びに９の項(3)に規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。

14　別表第１　１建築物の部26の項に掲げる施設に係る別表第５の５の項(2)カ及びキ並びに９の項(3)に規定する整備基準は、体育館及び水泳場にあっては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。

15　別表第１　１建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第５の６の項(1)キからサまで及び(4)に規定する整備基準は、同表の８の項に規定する整備基準を満たしたエレベーター及びその乗降ロビーを設置した場合に限り、適用しない。

16　別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設に係る別表第５の８の項に規定する整備基準は、階数が４以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。この場合において、別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで及び35の項に掲げる施設については、別表第５の８の項(1)ウ及びクに規定する整備基準は、車椅子利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

17　別表第１　１建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第５の８の項(1)クに規定する整備基準は、車椅子使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

18　別表第１　１建築物の部６の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、８の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、９の項（300平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設に限る。）、10の項（300平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設に限る。）及び36の項（300平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設に限る。）に掲げる施設については、別表第５の９の項(2)に規定する整備基準は、適用しない。

19　別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで、36の項及び37の項に掲げる施設については、別表第５の９の項(2)イに規定する整備基準は、適用しない。

20　建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。(1)において「増築等」という。）をする場合には、次に掲げる建築物の部分に限り、別表第５に規定する整備基準を適用する。

(1)　当該増築等に係る部分

(2)　道等から(1)に掲げる部分にある利用居室までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4)　(1)に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。）から車椅子使用者用便房（(3)に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

(6)　車椅子使用者用駐車施設（(5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から(1)に掲げる部分にある利用居室までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

21　別表第１　１建築物の部２の項（令第５条第９号に規定するものを除く。）、９の項（同条第１号に規定するものを除く。）、10の項、18の項、26の項（同条第11号に規定するものを除く。）、30の項から32の項まで及び34の項に掲げる施設については、備考20(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

22　建築物の大規模修繕等（建築基準法第２条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合には、当該大規模修繕等に係る部分に限り、別表第５に規定する整備基準を適用する。

23　別表第５の９の項(2)ア（キ）に規定する整備基準は、別表第１　１建築物の部17の項に掲げる施設のうち同表３公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、適用しない。ただし、当該施設に非常用呼出しボタンを設ける場合にあっては、別表第５の９の項(2)ア（キ）に規定する整備基準を遵守しなければならない。

24　別表第５の９の項(2)イ（イ）に規定する整備基準のうち汚物入れに係る規定は、別表第１　１建築物の部17の項に掲げる施設のうち同表３公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、当該公園又は緑地に当該公園又は緑地を管理する者が常駐している場合を除き、適用しない。

２　道路

（省略）

３　公園

（省略）

４　公共交通機関の施設

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 整備項目 |
| 1　出入口 | 2　通路 | 3　改札口 | 4　階段 | 5　傾斜路 | 6　手すり | 7　エレベーター | 8　エスカレーター | 9　鉄道の駅のホーム | 10　バス停留所 | 11　タクシー乗り場 | 12　便所 | 13　案内標示 | 14　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 15　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 16　警報設備及び避難口誘導灯 | 17　附帯設備 |
| 1　鉄道の駅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2　軌道の停留所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3　港湾旅客施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4　バスターミナル等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（備考）

○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

（以下、省略）